

補助金等取扱基準

補助金等の名称	迷惑電話防止機器購入補助金
補助事業等の目 標	迷惑電話防止機器（以下「機器」という。）の購入代金を補助することにより、機器の普及を促し、特殊詐欺被害の未然防止を図る。
補助事業等の対 象 者	市内に住所を有する満65歳以上の者その他市長が認める者であって、市内の居宅に機器を設置するもの
補助対象経費	機器の購入代金（消費税含む。）
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	予算の範囲内で、対象経費の2分の1以内とし、5,000円を限度とする。この場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	平成28年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】
	特殊詐欺未然防止のために継続して補助することが必要であるため。
情 報 の 公 表 の 方 法 等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	1 補助金の交付の対象となる機器は、固定電話機に取り付ける特殊詐欺抑止装置又は当該特殊詐欺抑止装置と同等の機能を有する固定電話機本体とする。 2 補助金の交付の対象となる機器の台数は、1世帯当たり1台とする。
提 出 書 類	(1) 諏訪市迷惑電話防止機器購入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号-1） (2) 領収書の写し（品目、金額、購入先が明確なもの） (3) 機器のカタログ、パンフレット等機器の仕様がわかる書類
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。

担 当 部 署	諏訪市 市民環境部 市民課 市民窓口係
---------	---------------------

平成28年 4月 1日 制定

令和 2年 3月16日 一部改正 (令和 2年 4月 1日 施行)

令和 3年 3月17日 一部改正 (令和 3年 4月 1日 施行)